

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【勤労者退職金共済機構】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月8日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

|       |            |
|-------|------------|
| 所管府省名 | 厚生労働省      |
| 法人名   | 勤労者退職金共済機構 |

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

| 基本方針の記載   | 具体的な見直し状況等   |
|---|--|
| Ⅲ 資産・運営の見直しについて   |  |
| 1. 不要資産の国庫返納  |  |
| <p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>   | <p>○松戸職員宿舎(帳簿価額:建物3円)については、平成23年3月31日に国庫納付(現物納付)済み。<br/>○越谷職員宿舎(帳簿価額:土地151,730,000円、建物12円)については、平成24年3月8日に国庫納付(現物納付)済み。</p> <p>●平成20年度に売却した川越職員宿舎の譲渡収入について、平成23年9月28日国庫納付(金銭納付)済み。<br/>川越職員宿舎譲渡収入(69,700,000円)、譲渡に要した費用(1,852,935円)、国庫納付額(67,847,065円)</p> |
| <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>   | <p>○松戸職員宿舎(帳簿価額:建物3円)については、平成23年3月31日に国庫納付(現物納付)済み。<br/>○越谷職員宿舎(帳簿価額:土地151,730,000円、建物12円)については、平成24年3月8日に国庫納付(現物納付)済み。</p>  |
| <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>  | <p>○上記(松戸職員宿舎、越谷職員宿舎、川越職員宿舎)以外の不要資産は無いが、引き続き毎年決算時において定期的に資産の状況を確認し、不要資産が生じた場合には処分するよう努めてまいりたい。</p>   |
| 2. 事務所等の見直し   |  |
| <p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>   | <p>○「法人全体の資産運用業務及びシステム管理業務の一元化」「清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の業務運営の一体化」「適格退職年金からの移行業務の終了時の担当組織の廃止」等により、管理部門経費の削減に努めている。なお、管理部門経費について補助金は支出していない。</p>   |
| <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>   | <p>該当なし</p>  |
| <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> | <p>—</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>   | <p>—</p>   |
| <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>  | <p>○ 本部事務所の土地・建物については、共済契約者からの掛金を原資として運用資産として所有していたが、速やかに本部を移転し、土地を売却することが合理的であると考え、平成24年5月に移転を行った。<br/>その後、当該土地・建物を一般競争入札(平成24年9月)により売却し、売却代金は他の方法(国債、金銭信託等)で運用することとした(平成24年11月)。<br/>○ 全国8か所にある相談コーナーについて、平成25年2月末に2か所(大阪・名古屋)に削減するとともに、顧客サービス低下にならないよう、本部のコールセンターの回線数・要員体制を拡充した。<br/>○ 職員宿舍についてはすべて廃止している。</p>  |
| <p><b>3. 取引関係の見直し</b><br/><b>① 随意契約の見直し等</b></p>   |  |
| <p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> | <p>● 随意契約の見直し等については、随意契約等見直し計画(平成22年4月)に基づく取り組みにおいて、契約監視委員会の指摘も踏まえ、点検・見直しを行い、真にやむを得ない競争性のない随意契約を除き、一般競争入札等に移行した。なお、平成24年度は、事務所移転、退職金相談コーナーの廃止、勤労者財産形成促進制度に係る業務の移管のために競争性のない随意契約の金額・件数が増加した。<br/>(参考) 契約実績(平成22年度→平成23年度→平成24年度)<br/>(金額ベース)<br/>一般競争等 (1,489,808,968円(67.5%)→1,492,694,043円(71.6%)→1,322,209,932円(57.2%))<br/>競争性のない随意契約 (717,765,602円(32.5%)→591,725,757円(28.4%)→987,554,965円(42.8%))<br/>(件数ベース(単位:件))<br/>一般競争等 (138件(89.0%)→110件(80.3%)→110件(75.3%))<br/>競争性のない随意契約 (17件(11.0%)→27件(19.7%)→36件(24.7%))</p> <p>● 一般競争入札等については、応札者の検討期間を十分に確保するため公告期間の改善、入札参加資格の緩和等を行い、一者応札・一者応募の改善に取り組んでいる。</p> |
| <p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>   | <p>● 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>  |

| ② 契約に係る情報の公開  |  |
|---|--|
| <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p> | <p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、公表の対象となる契約がある場合には、適切に対応する。</p> <p>またこのような措置を講ずることについて、機構のホームページや入札公告等にその旨記載している。</p> <p>なお、公表の対象となる契約はない。</p>  |
| ③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等   |  |
| <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>  | <p>—</p>   |
| ④ 調達の見直し  |  |
| <p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>   | <p>該当なし</p>  |
| <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>   | <p>—</p>   |
| <p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>  | <p>● 業務に必要な物品の調達等の契約については、一般競争入札を積極的に導入すること等により、経費削減を図っている。(平成21年度の随意契約35件(997,287,037円)のうち、平成22年度は16件(56,781,877円)、平成23年度は7件(534,709,921円)、平成24年度は1件(9,738,256円)が競争性のある契約に移行。)</p>  |
| <p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>  | <p>● 「公共サービス改革基本方針」に基づき、随意契約の点検・見直しを行い、一般競争入札等に移行するとともに、一般競争入札等についても、応札者の検討期間を十分に確保するため公告期間の改善、入札参加資格の緩和等を行い、一者応札・一者応募の改善に取り組んでいる。(平成21年度の随意契約35件(997,287,037円)のうち、平成22年度は16件(56,781,877円)、平成23年度は7件(534,709,921円)、平成24年度は1件(9,738,256円)が競争性のある契約に移行。)</p> |

4. 人件費・管理運営の適正化

① 人件費の適正化

○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。

●(平成22年度)  
・人事院勧告を踏まえ、役員報酬基準及び職員給与の改定を実施  
役員  
①給与について0.3%引下げ、②賞与の支給率を期末・勤勉手当併せて0.15月引下げ  
職員  
①給与について平均0.1%の引下げ  
②55歳を超える副参事以上の職員について、俸給及び職務手当等の支給額を1.5%減額  
③賞与の支給率を期末・勤勉手当併せて0.2月引下げ  
・当機構の職員の勤務地は全員東京都特別区であり、東京都特別区に勤務する職員に支給する 特別都市手当(国家公務員の地域手当に相当)について、引き続き国家公務員の18%よりも低い水準に留めることとする。

●(平成24年度)  
・平成23年度人事院勧告を踏まえ、役員報酬基準及び職員給与の改定を実施  
役員  
給与について0.5%の引下げ及び、国家公務員の給与特例法に準じて、①俸給月額②特別調整手当③期末手当④勤勉手当について9.77%の減額支給措置を平成24年4月から平成26年3月まで実施  
職員  
給与について0.23%引下げ及び、国家公務員の給与特例法に準じて、①俸給月額、参事(9.77%)、副参事等(7.77%)、副主事等(4.77%)、②職務手当(10%)、③賞与(9.77%)、④特別都市手当等諸手当は俸給及び職務手当ごとの減額率に応じた額の減額支給措置を平成24年7月から平成26年3月まで実施

○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。  
ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。

●年齢のみで比較した国家公務員の給与水準との比較(対国家公務員指数)では117.4となっているが、当機構の職員の勤務地は全員東京都特別区であり、東京都特別区に勤務する国家公務員の給与水準との比較では104.0となる。年齢・地域・学歴勘案では105.0と高くなっており、引き続き、人事院勧告に基づき給与水準の適正化を図るほか、年齢・地域・学歴勘案指数が100以下となるよう、以下の対応を図る。  
・東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当(国家公務員の地域手当に相当)について、引き続き国家公務員の18%よりも低い水準に留めることとする。  
  
平成25年度に見込まれる対国家公務員指数(推計)は次の通りである。  
年齢勘案: 113程度  
年齢+地域+学歴勘案: 100程度  
  
将来的な給与水準是正の目標値を以下の通りとし、平成28年度を目途に達成することとしたい。  
年齢勘案: 110以下  
年齢+地域+学歴勘案: 100以下

|   |  |
|---|--|
| <p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>             | <p>●左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。</p>  |
| <p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>   | <p>●「独立行政法人の役職員の報酬・給与等について」として、毎年度、機構ホームページにおいて公表している。</p>   |
| <p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>  | <p>●役職員の給与については、毎年2月の監事監査において、国家公務員や民間(金融・保険業)の給与水準と比較して適正な水準にあるかをチェックするほか、給与水準を毎年度、評価委員会に提出して評価いただく等、事後評価においてチェックしており、引き続き厳格なチェックを実施する。</p>   |
| <p><b>② 管理運営の適正化</b></p>  |  |
| <p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p> | <p>○清退共及び林退共の業務運営を行う組織について、平成24年度から業務運営を行う組織を一体化して清酒製造業・林業事業部を設置し、共済手帳の交付や退職金の支払いなどを行う業務課と経理を行う経理課を作り、それぞれの課で清酒製造業関係と林業関係の業務を併せて行うことにより効率化を図り、業務運営コストの削減を図った。</p> <p>●第3期中期目標・計画において、平成29年度までに、一般管理費(人件費を除く。)については平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費(財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。)については平成24年度予算額に比べて5%以上の削減を行うという目標を設定した。</p> |
| <p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>   | <p>●法定外福利費の支出、給与振込経費、職員の諸手当とも、国家公務員に準じたものとなっている。</p>   |
| <p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>                                    | <p>●所要額の見積りについては、複数の者から取ることにより透明化を図るとともに、一括発注等、発注単位の見直し等により経費の削減を図る。また機構の毎年度の予算については、中期計画の予算の範囲内で各年度の予算を策定することから、その際各種の事業の必要額を厳しく精査し、経費の積算段階からの合理化を図っている。</p>  |
| <p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>   | <p>●コンプライアンス推進委員会を平成21年度に設置し、平成22年度にコンプライアンス基本方針を策定して法令遵守の意識を醸成させるとともに、監事監査と並行して法令規程等の実施状況について職員による内部監査を実施している。</p>  |
| <p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>  |  |
| <p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>                                      | <p>—</p>   |
| <p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>  | <p>—</p>   |
| <p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>  | <p>●出版や研究開発は実施していないため、特許等による知的財産の活用による自己収入はない。</p>   |

## 6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

●複数の候補案件から選択を要する事業については該当する案件はないが、退職金共済事業が適切に運営されるよう、資産の運用について外部有識者からなる資産運用評価委員会による評価を行う等、第三者による効果的な外部評価の仕組みを導入している。

資産運用評価委員会(平成14年12月設置)

評価者:委員長 奥村明雄(一般財団法人日本環境衛生センター理事長)

委員長代理 米澤康博(早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)

委員 小粥泰樹(株式会社野村総合研究所金融ITイノベーション事業本部長)

委員 村山周平(公認会計士)

委員 吉國眞一(株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング理事長)

取扱事項:前年度の資産運用結果の評価

評価の仕組み及び実績例(以下は平成23年度の資産運用結果に対する評価の例。(毎年度実施))

①平成23年度の資産運用結果について聴取・質疑(第1回委員会)

②「資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書(案)」を審議(第2回委員会)

※同報告書を取りまとめ、独立行政法人評価委員会に報告・公表

③平成23年度の資産運用結果の全般にわたる個別具体的な評価を審議(第3回委員会)

④平成23年度の資産運用結果に対する評価報告書を取りまとめ、公表

⑤平成23年度の評価報告書における指摘事項の対応状況を審議(平成25年度第1回委員会)

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

●評価結果については資産運用に適切に反映させるとともに、評価報告書、評価結果の反映状況等についてHP上で公表している。

|     |    |    |       |     |            |
|-----|----|----|-------|-----|------------|
| No. | 38 | 所管 | 厚生労働省 | 法人名 | 勤労者退職金共済機構 |
|-----|----|----|-------|-----|------------|

## 【事務・事業の見直し】

| 事務・事業          | 講ずべき措置           | 実施時期     | 具体的内容  | 措置状況     | 措置内容・理由等  | 今後の対応方針                        |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |  |  |  |
|----------------|------------------|----------|--|----------|---|--------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--|--|--|
| 01 退職金共済事業     | 業務の一元化、共通化による効率化 | 22年度から実施 | 法人全体の資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実にし、コスト削減を図る。   | 1a       | <p>システム管理業務の一元化については、各事業本部のシステム基盤やネットワークを統合して一元的管理とすることを22年度に実施し、その後もシステム運用を的確に管理し、安定的な稼働を確保している。</p> <p>〈参考〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム管理業務一元化によるシステム運用経費年間削減額 約2億3000万円</li> </ul> <p>資産運用業務については、各事業の資金運用部門を24年度に資金運用部として一元化し、業務運営の効率化や運用に係る知識・情報の共有化による運用体制の強化を図っている。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用業務一元化による年間削減見込み額(職員一名減による人件費削減額を含む。) 約9百万円</li> </ul>   | 措置済み                           |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |  |  |  |
|                |                  | 23年度中に実施 | 清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の業務運営の一体化を進め、コスト削減を図る。  | 1a       | <p>24年度から清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の業務運営を行う組織を一体化し、清酒製造業・林業事業部を設置した。</p> <p>これに伴い、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・23年10月に役員(清酒製造業退職金共済事業・林業退職金共済事業担当)1名及び管理職員(清酒製造業事業部長及び林業退職金共済事業部長が兼務)1名を削減</li> <li>・共済手帳の交付や退職金の支払などの業務を行う業務課と経理を行う経理課を作り、それぞれの課で清酒製造業関係と林業関係の業務を併せて行うことにより効率化を図り、職員を更に1名削減し、コスト削減を図った。 <p>〈参考〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員1名、職員2名削減による人件費年間削減額 約2千8百万円</li> </ul> </li></ul>  | 措置済み                           |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |  |  |  |
|                | 未請求退職金の発生防止      | 22年度から実施 | <p>受給資格を有するにもかかわらず未請求となっている退職金を確実に支給していくための取組を更に強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職後の早期住所把握(6か月後から3か月後)を行う。</li> <li>・住基ネットの活用を検討する。</li> </ul>   | 2a       | <p>未請求となっている退職金を確実に支給していくため、以下の点を強化して取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職後の早期の住所把握(6か月後から3か月後)については、従来退職後6ヶ月経過後に事業所から退職者の住所を把握し、機構が退職者に直接退職金請求を要請していたものを、平成22年度から退職後3ヶ月経過後に短縮して住所把握することとして実施済み。</li> <li>・更に退職労働者の住所を効率的に把握するため、平成24年5月から事業所が提出する退職届の様式を変更して退職労働者の住所欄を設けた。</li> </ul> <p>・住基ネットの活用に向け、法改正を行うべく総務省等と調整する。</p>  | 住基ネットの活用に向け、法改正を行うべく総務省等と調整する。 |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |  |  |  |
| 効果的な加入促進       | 効果的な加入促進         | 23年度以降実施 | <p>共済制度の基盤強化のため、更に効果的な加入促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市等での勧誘を強化する。</li> <li>・高い加入実績を得ている団体を積極的に活用するとともに、今後の新規拡大が見込まれる分野の業界団体への委託等を検討する。</li> <li>・相談コーナーを削減(8か所から2か所)するとともに、コールセンター化を検討する。</li> </ul> | 1a       | <p>中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容等及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者数の目標を定め、これを達成するため、加入促進対策を効果的に実施している。</p> <p>〈参考〉</p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度目標</td> <td>533,050人</td> <td>平成22年度実績</td> <td>566,357人</td> </tr> <tr> <td>平成23年度目標</td> <td>532,040人</td> <td>平成23年度実績</td> <td>557,473人</td> </tr> <tr> <td>平成24年度目標</td> <td>457,030人</td> <td>平成24年度実績</td> <td>443,995人</td> </tr> <tr> <td>平成25年度目標</td> <td>443,240人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市等での加入促進を強化するため、平成25年度から全国8か所にある相談コーナーを大都市の2か所のみへ削減・重点化し、加入促進活動の拠点として位置づけるとともに、6か所の相談コーナー廃止後に顧客サービス低下にならないためにコールセンター機能を充実(平成23年度は、他団体のコールセンターを6か所視察するなど、コールセンターの新システム導入に向けた検討を実施。平成24年5月の本部事務所移転時にコールセンターの稼働状況をリアルタイムに把握・管理できる新システムを導入。平成25年2月末の6か所の相談コーナー廃止時に回線数・要員体制を拡充。)</li> <li>・高い加入実績を得ている団体に対して、加入促進に対する要請を重点的に行う等積極的に活用している。また、新規拡大が見込まれる分野として医療・福祉分野の事業所に対して加入促進活動を実施してきたところであるが、これらの実績を踏まえ、平成25年度も関係団体に対して委託を行うとともに、効果的な加入促進対策を実施する。(金融機関と連携した加入促進を強化するため、平成23年度以降地域に密着した金融機関を訪問して加入勧奨の要請を行っており、平成25年度も引き続き実施する。)</li> </ul> | 平成22年度目標                       | 533,050人 | 平成22年度実績 | 566,357人 | 平成23年度目標 | 532,040人 | 平成23年度実績 | 557,473人 | 平成24年度目標 | 457,030人 | 平成24年度実績 | 443,995人 | 平成25年度目標 | 443,240人 |  |  |  |
|                |                  | 平成22年度目標 | 533,050人   | 平成22年度実績 | 566,357人  |                                |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |  |  |  |
| 平成23年度目標       | 532,040人         | 平成23年度実績 | 557,473人   |          |   |                                |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |  |  |  |
| 平成24年度目標       | 457,030人         | 平成24年度実績 | 443,995人   |          |   |                                |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |  |  |  |
| 平成25年度目標       | 443,240人         |          |  |          |   |                                |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |  |  |  |
| 02 勤労者財産形成促進業務 | 雇用・能力開発機構からの業務移管 | 23年度中に実施 | 利用件数が減少している状況を踏まえ、財形教育融資業務(貸付業務)については廃止する。財形住宅融資業務については雇用・能力開発機構から引き継ぐ。  | 1a       | <p>独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律により、財形教育融資(貸付業務)は23年10月1日に廃止され、財形住宅融資業務は同日付けで雇用・能力開発機構から引き継いだ。</p>  | 措置済み                           |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |  |  |  |



【資産・運営等の見直し】

| 講ずべき措置 |             | 実施時期     | 具体的内容  | 措置状況              | 措置内容・理由等  | 今後の対応方針  |      |
|--------|-------------|----------|--|-------------------|---|--|------|
| 03     | 不要資産の国庫返納   | 22年度中に実施 | 越谷職員宿舎   | 越谷職員宿舎を国庫納付する。    | 1b  | 越谷職員宿舎（帳簿価額：土地151,730,000円、建物12円）については、24年3月8日に国庫納付（現物納付）済み。<br>（越谷職員宿舎については、①隣地所有者との境界確定、②公道からの進入路の確保ができないため単独では売却できない等、国庫納付するために解決すべき問題が多数あり、関係者と調整を行ってきたため、国庫納付が予定より遅れたもの。） | 措置済み |
|        |             |          | 松戸職員宿舎   | 松戸職員宿舎の建物を国庫納付する。 | 1a  | 松戸職員宿舎（帳簿価額：建物3円）については、23年3月31日に国庫納付（現物納付）済み。  | 措置済み |
| 05     | 保有資産の見直し    | 23年度以降実施 | 本部ビル（別館を含む）の移転・売却  | 1a                | 本部事務所の土地・建物については、共済契約者からの掛金を原資として運用資産として所有していたが、速やかに本部事務所を移転し、土地・建物を売却することが合理的であると考え、平成24年5月に移転を行った。その後、当該土地・建物を一般競争入札（平成24年9月）により売却し、売却代金は他の方法（国債、金銭信託等）で運用することとした（平成24年11月）。  |  |      |
| 06     | 組織体制の整備     | 23年度中に実施 | 業務終了時に担当組織を廃止  | 1a                | 適格退職年金移行担当組織（7名）を23年度末に廃止した。また、管理業務の見直しにより、23年度末に総務部の職員を1名削減した。<br>＜参考＞<br>機構全体として、昨年のフォローアップ時（23年9月）よりも職員を8名削減した（財形業務移管に伴う職員増分を除く）。  | 措置済み   |      |
| 07     | 累積欠損金の確実な解消 | 22年度から実施 | 累積欠損金の確実な解消を図るとともに、必要に応じて、各退職金共済事業の予定運用利回りを的確に変更する。                  | 2a                | 一般の中小企業退職金共済制度においては、平成29年度までを累積欠損金の解消目標年限とする「累積欠損金解消計画」（平成17年10月策定）に基づき、基本ポートフォリオを改定し、累積欠損金解消に向けて取り組んできたところ（経済情勢の変化等を受け、外部の専門家で構成するALM研究会の助言を踏まえて、基本ポートフォリオを平成23年4月に再改定。）、平成24年度末に解消した。<br>林業退職金共済制度においては、平成34年度までを累積欠損金の解消目標年限とする「累積欠損金解消計画」（平成17年10月策定）に基づき、累積欠損金解消に向けて取り組む。  | 林業退職金共済制度においては、平成34年度までを累積欠損金の解消年限とする「累積欠損金解消計画」に基づき、累積欠損金解消に向けて取り組む。  |      |
| 08     | 業務運営の効率化等   | 22年度から実施 | 各退職金共済事業の予定運用利回りについては、毎年度の運用利回りの実績との乖離を明らかにした上で、必要に応じて、的確に変更する。      | 2a                | 運用利回りの実績については、平成22年度以降、中小企業退職金共済部会等で報告し、厚生労働省HPで公表するとともに、勤労者退職金共済機構HPにおいてわかりやすく公表している。<br>また、各退職金共済事業の予定運用利回りについては、中小企業退職金共済法第85条において、掛金及び退職金額等は少なくとも5年ごとに検討するものと規定されていることから、一般の中小企業退職金共済制度においては平成24年度に厚生労働省の労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会で検討が行われ、「予定運用利回りの見直しについては、現下の資産運用状況等を踏まえれば直ちに見直す必要はないと考えられるが、今後の資産運用状況等を注視し、必要に応じ柔軟に検討を行うことが適当と考える。」とされた。特定業種退職金共済制度においては、予定運用利回りを含め、掛金及び退職金額等の検討を遅くとも平成26年度までに行い、必要に応じて変更を行う。 | 特定業種退職金共済制度においては、予定運用利回りを含め、掛金及び退職金額等の検討を遅くとも平成26年度までに行い、必要に応じて変更を行う。  |      |
|        |             |          | 基本ポートフォリオ等に関するALM研究会、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会の会議資料や議事要旨の公表等により、透明性の向上を図る。 | 1a                | 各委員会の会議資料、議事要旨について22年度に開催したものからホームページで公表済み。   | 措置済み   |      |
| 09     | 資産運用の透明性を確保 | 23年度中に実施 | 基本ポートフォリオ等に関するALM研究会、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会の会議資料や議事要旨の公表等により、透明性の向上を図る。 | 1a                | 各委員会の会議資料、議事要旨について22年度に開催したものからホームページで公表済み。   | 措置済み   |      |

|     |    |    |       |     |            |
|-----|----|----|-------|-----|------------|
| No. | 38 | 所管 | 厚生労働省 | 法人名 | 勤労者退職金共済機構 |
|-----|----|----|-------|-----|------------|

| 項目 | 見出し         | 具体的内容    | 措置状況 | 措置内容・理由等   | 今後の対応方針 |
|----|-------------|----------|------|--|---------|
| 1  | 運営の効率化及び自立化 | 保有資産の見直し | 1    | <p>○機構本部の土地・建物については、共済契約者からの掛金を原資として運用資産として所有していたが、速やかに本部事務所を移転し、土地・建物を売却することが合理的であると考<br/>え、平成24年5月に移転を行った。その後、当該土地・建物を一般競争入札（平成24年9月）<br/>により売却し、売却代金は他の方法（国債、金銭信託等）で運用することとした（平成24年11<br/>月）。</p> <p>○松戸職員宿舎については23年3月31日に、越谷職員宿舎については24年3月8日に国庫納付（現<br/>物納付）済み。川越宿舎については平成20年度に売却し、平成23年9月28日に国庫納付（金銭納<br/>付）済み。</p> |         |